

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童手当法に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

児童手当法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和5年1月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。 2. ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。 3. ディレクトリサービス機能 (Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4. 更新プログラム配布機能 (Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。 5. 文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。 6. 帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア (Interstage List Creator) により印刷を行う機能。 7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 Windowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (子育て支援総合システム)</p>
システム4	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステム及び市民からの申請データを管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能 6. 申請データ管理機能 マイナポータル・びったりサービスより申請されたデータを検索、管理、ダウンロードする機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、子育て支援総合システム)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー

<p>②システムの機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 								
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								
<p>システム6～10</p>									
<p>システム11～15</p>									
<p>システム16～20</p>									

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる条(19,44) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74,75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当一般受給資格者及びその配偶者等(2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。)) ・児童手当施設等受給資格者(個人であり被用者であるときに限る。) ・児童手当一般受給資格者が同居しないで監護する児童(生計を同じくする者であり、本市外に居住するときに限る。)
その必要性	児童手当法の児童手当若しくは特例給付の認定等の審査において、受給資格者の所得情報および年金加入関係情報を確認し、適正な給付を行う必要があるため。 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報を、情報提供ネットワークシステムへ提供するため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(宛名番号)は、対象者の特定および個人番号の紐付をするために必要があるため。 ・連絡先等情報は、本人確認及び児童手当若しくは特例給付の適正な支給をするために必要があるため。 ・地方税関係情報は、児童手当若しくは特例給付の適正な支給をするために必要があるため。 ・業務関係情報は、児童手当若しくは特例給付の適正な支給をするために必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、市民税管理課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、日本年金機構、共済組合等、地方公共団体情報システム機構) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (年金保険者)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	児童手当法に基づく事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、堺区役所子育て支援課、中区役所子育て支援課、東区役所子育て支援課、西区役所子育て支援課、南区役所子育て支援課、北区役所子育て支援課、美原区役所子育て支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・児童手当受給者台帳ファイルへ記録し、児童手当若しくは特例給付の適正な支給を行うことに使用する。	
情報の突合	・認定請求及び各種届出の際に、本人の真正性の確認を行い、庁内識別番号(宛名番号)と個人番号を紐付けて利用する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	子育て支援総合システム維持管理業務	
①委託内容	子育て支援総合システム(児童手当管理システムを含む)の、ハードウェア保守・ソフトウェア保守等の維持管理業務を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本事務器株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合は、契約書により以下の条件を付している。</p> <p>1. 委託先は、個人情報取扱に係る事項について、委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督し、本市に再委託申請書及び以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先業者から委託業者に提出される、個人情報等の保護に係る誓約書の写し。 ・再委託先業者から委託業者に提出される、秘密保持に関する誓約書の写し。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況について、その実施状況が確認できる書類。 <p>2. 再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査したうえで判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が正確に記載されていること。 ・再委託の範囲が業務の一部であり、かつ専門的な作業であること。 ・再委託する業務内容を具体的に明記していること。 ・全部又は大部分の再委託でないこと。 ・再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑥再委託事項	アプリケーションソフトの保守(児童手当管理システム含む)
委託事項2～5		
委託事項2	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守	
①委託内容	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 <p>また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。</p> <p>再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が正確に記載されていること</p>

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二項(26)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二項(30)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二項(87)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ

移転先1	生活援護管理課、各区役所生活援護課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の41項に定める事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)	
③移転する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	毎月1回程度	
移転先2～5		
移転先2	生活援護管理課、各区役所生活援護課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の62項に定める事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)	
③移転する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	毎月1回程度	
移転先3	生活援護管理課、各区役所生活援護課	
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の7項に定める事務(生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)	
③移転する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)

<p>保管場所 ※</p>	<p>1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。
	<p>7. 備考</p>

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 児童手当受給者台帳ファイル

1_認定番号,2_宛名番号,3_世帯番号,4_氏名,5_カナ氏名,6_通称名,7_カナ通称名,8_生年月日,9_性別コード,10_郵便番号,11_住所コード,12_住所,13_方書,14_転出先自治体コード,15_転出先郵便番号,16_転出先住所,17_転出先方書,18_在留期限(開始),19_在留期限(終了),20_管轄コード,21_電話番号,22_携帯番号,23_FAX番号,24_性別,25_在留資格,26_資格消滅日,27_資格消滅理由,28_銀行コード,29_本支店コード,30_銀行名,31_本支店名,32_口座種別,33_口座番号,34_口座名義人,35_配偶者カナ氏名,36_配偶者氏名,37_配偶者職区分,38_配偶者通称名,39_配偶者カナ通称名,40_配偶者生年月日,41_配偶者在留資格,42_配偶者在留期限(開始),43_配偶者在留期限(終了),44_加入している年金,45_被用者区分,46_当初支給開始日,47_当初支給額,48_改定年月,49_改定支給額,50_児童氏名,51_児童カナ氏名,52_受給者からみた児童の続柄,53_児童生年月日,54_児童同別居区分,55_児童住所,56_児童方書,57_児童生計区分,58_児童支給開始日,59_児童資格消滅日,60_児童在留資格,61_児童在留期限(開始),62_児童在留期限(終了),63_児童通称名,64_児童カナ通称名,65_控除後所得額,66_扶養人数,67_老人数,68_支払額,69_徴収額,70_寄付額,71_個人番号,72_児童の個人番号(市外居住)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での児童手当受給者資格者情報の入手の際は、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類の確認を行い、受給資格者以外の情報の入手を防止している。 ・請求、届出内容や受給資格者の氏名、生年月日、住所等に誤りがないかを、児童手当管理システムを利用し確認を行っている。 ・請求書等は1人につき1通ずつ記載する様式とし、請求書等の記載例を窓口に例示し、受給資格者が本人以外の請求等を誤って行わないようにしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載する項目も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・不必要な書類は受け取らないようにしている。もし、不必要な書類が提出された場合は返却している。 ・受付時の個人情報が記載されているメモ類は、当該受付が終了後確実にシュレッダー処理を行う。 ・申請書類等については、特定個人情報の漏えいおよび紛失防止のため、施錠可能な書庫に保管する。 ・子育て支援総合システムは、インターネットと直接接続していない。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外の紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われないうアクセス制御を行う。 ・個人番号を利用する事務において、必要最低限の利用者のみにアクセス権限を付与する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
	<p>1. ユーザの認証方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>①ユーザ認証は3段階で実施している。児童手当管理システムを利用するときは、まずWindowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に、共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザー名(ユーザID)とパスワードにより、個人ごとのWindowsログオン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログオンした端末機から児童手当管理システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。</p> <p>②なりすましが行われないうための対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>き、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共有IDの利用を禁止している。 自己が利用しているユーザIDを他人に利用させない。 パスワードは、他者に知られないように管理(パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置いていない等)している。 パスワードは一定以上の長さとし、文字列は想像しにくいものになっている。 パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 パスワードは自己により随時変更可能であり、定期的に変更している。 ユーザ登録時の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。 端末機にパスワードを記憶させていない。 離席時にはログアウトまたは端末機が操作できないようロックしている。 <p>2. 共通基盤システムのWindowsログオン認証について</p> <ul style="list-style-type: none"> パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 共通基盤システムのWindowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。
	<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権限の発効、失効の管理を行っている。 アクセス権限の管理を行っている。 特定個人情報の仕様の記録を残している。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 		

【特定個人情報の提供・移転の記録】

移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、一定期間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】

連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。
なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。

【誤った情報を提供・移転してしまうリスク】

・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。
・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。

連携機能

システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。

オンライン機能

個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。

【その他】

情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【児童手当管理システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・下記のシステムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p>【児童手当管理システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当管理システムのユーザ認証・権限管理機能では、ログイン時のユーザ認証の他に、ログイン・ログアウト・検索・照会・登録・修正・削除・帳表作成等を実施したユーザID、利用者氏名、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末機の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【児童手当管理システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・下記のシステムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p>【児童手当管理システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当管理システムは、自機関向けの中間サーバに対し、自機関向け統合利用連携サーバ及び共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施することにより、不正な方法で提供されることを防止している。 ・児童手当管理システムのユーザ認証・権限管理機能により、ログイン時のユーザ認証の他に、ログイン・ログアウト・検索・照会・登録・修正・削除・帳表作成等を実施したユーザID、利用者氏名、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末機の操作や、情報提供等を防止している。 <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごと通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。
- ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応

している(※)。

- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

【不適切な方法で提供されるリスク】

<中間サーバーの運用における措置>

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク】

<中間サーバーの運用における措置>

- ・大量データの中間サーバーへのデータ保存にあたっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。
- ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容	<p>元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報流出させたもの。</p>
再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。 ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。 エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。 オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。</p> <p>(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。 イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長(個人情報保護管理者)に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。 ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。(平成15年度から継続して実施中)</p> <p>(3)事故発生時の対応の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 <再掲> 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。 イ 関係部局による事故対策会議の設置 (2)アでの確かな判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集</p>
その他の措置の内容	<p>関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に関心を入れている] <選択肢> 1) 特に関心を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【技術的対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	

・児童等が管理システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。

堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。

・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査
		[<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【堺市における措置】</p> <p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 <p>3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	
10. その他のリスク対策		
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止を受け取る。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当一般受給資格者及びその配偶者等(2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。)) ・児童手当施設等受給資格者(個人であり被用者であるときに限る。) ・児童手当一般受給資格者が同居しないで監護する児童(生計を同じくする者であり、本市外に居住するときに限る。) 	事前	
平成28年1月29日	(別添1)記録項目	(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 72.児童の個人番号(市外居住)	事前	
平成28年1月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生した	発生なし	発生あり その内容(ここでの記載は省略) 再発防止策の内容(ここでの記載は省略)	事後	
平成28年1月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを取扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを取扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。 	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後	
平成28年1月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
平成28年1月29日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年8月25日	平成28年1月20日	事前	

平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	宮前 安紀子	石戸 博晃	事後	
平成28年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	(ここでの記載は省略)	(ここでの記載は省略)	事後	
平成28年6月10日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年1月20日	平成28年6月10日	事後	
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	番号法第9条第2項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	番号法第9条(利用範囲)別表第一の15項の生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の41項に定める事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)	事後	
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	番号法第9条第2項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	番号法第9条(利用範囲)別表第一の63項の中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の62項に定める事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)	事後	
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	なし	追加(ここでの記載は省略)	事後	
平成28年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1から6まで(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 Windowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事前	

平成28年10月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成28年10月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74,75)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる条(19,44) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74,75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
平成28年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	
平成28年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(ここでの記載は省略)	委託事項2を追加	事前	
平成28年10月31日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」	事後	

平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法	①ユーザ認証は2段階で実施している。児童手 当管理システムを利用するときは、まず端末機 のログイン時に、共通基盤システムのディレク トリサービス機能において、許可された個人ご とに付与したユーザー名(ユーザID)とパスワード により、個人ごとのWindowsログオン認証を行っ ている。	①ユーザ認証は3段階で実施している。児童手 当管理システムを利用するときは、まず Windowsログオ ン認証前に生体(顔)による認 証を行い、次に、共通基盤システムのディレク トリサービス機能において、許可された個人ご とに付与したユーザー名(ユーザID)とパスワード により、個人ごとのWindowsログオン認証を行う 二要素認証を実施している。	事後	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策	②なりすましが行われないための対策	②なりすましが行われないための対策	事後	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 2. 共通基盤システムの Windowsログオン認証につ いて	(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 ・共通基盤システムのWindowsログオン認証前 に生体(顔)による認証を行うことにより、なりす ましが行 われないよう講じている。	事前	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及 び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条 (侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職 員による不正なアクセス又はその結果により、 データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれら 原因とするシステムダウン等により業務に深刻 な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処 分等の対象とするものとする。」に基づき、以 下の対策を行っている。	・違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及 び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条 (侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職 員による不正なアクセス又はその結果により、 データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれら 原因とするシステムダウン等により業務に深刻 な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処 分等の対象とするものとする。」に基づき、以 下の対策を行っている。	事前	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 ・許可のない外部記録媒体が使用できないよ うに制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者 を限定するとともに、上長の承認が必要であり、 また、上長の承認を得たファイルは、申請した 者しか持ち出すことが出来ないように制限して いる。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、 どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰 が持出し承認したかを記録するとともに、記 録を取得していることを関係者に周知し、不正 な持ち出しを抑制している。	事前	
平成28年10月31日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年6月10日	平成28年10月20日	事後	

平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	
平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	
平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項3を追加	事前	
平成29年1月31日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下の文章を追加 子育て支援業務事務処理センターのスタッフの入退室管理を徹底し、スマートフォンや鞆等の私物は、別室の私物入れロッカーで保管し、執務スペース内への持込を禁止している。	事前	
平成29年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年10月20日	平成29年1月10日	事後	
平成29年4月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年1月10日	平成29年4月14日	事後	
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	石戸 博晃	中原 伸浩	事後	
令和4年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		7. 児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事前	

<p>令和5年1月31日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 統合利用番号連携サーバー ②システムの機能</p>	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能 	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステム及び市民からの申請データを管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能 6. 申請データ管理機能 マイナポータル・びったりサービスより申請されたデータを検索、管理、ダウンロードする機能 		
<p>令和5年1月31日</p>	<p>I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長</p>	<p>中原 伸浩</p>	<p>子ども家庭課長</p>		